

第4回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R3.6.3 開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料2 資料3		<p>「成年後見人等」のように用字用語として使用されたケースとは別に、「例示された事柄以外のもの」の意味合いで使われているケースで「等」と「など」がかなり混在しています。（例1：条例素案の前文2行目「精神障害等」と計画素案のP1「1 計画策定の背景」6行目「精神障害など」。例2：条例素案の前文10～11行目「関係団体など」と条例素案の8条2「地域団体等」。）</p> <p>文章の趣旨は理解できるので、特にこだわる必要はないかと思いましたが、ある程度整理していただければと思いました。</p>	<p>貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>条文素案については、「など」の表記は、「等」に統一しました。</p> <p>計画素案については、「等」を使用すると、硬い感じを与えると思われるところは、「など」を使用しています。</p>
		<p>上記と関連しますが、「例示された事柄以外のもの」として使われているケースの場合、「等、など」にはどんな項目、事案が含まれているのか、もし可能ならば別表とか編注という形でいいので、具体的に示してもらえないでしょうか。現場にいない立場としては理解の一助になるのではないかと思います。</p> <p>今さらという思いはありますが、少なくとも区民への周知・啓発の段階では、パンフレットなどに記載していただけたらと思いました。特に啓発用のパンフレットなどについては、あまり詳しく書いてもという意見もありますが、一方であいまいな表現より具体的に記載があると活動しやすいという声もあります。悩ましいところですが検討をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今後、区民の方への周知・啓発用のパンフレットなどにおいては、具体的な例を提示し、理解しやすい形に努めてまいります。</p>
資料3	P16 12 今後の課題	<p>委員会で質問があり、内容についての補足を検討するとのお答えがりましたが、ぜひお願いしたいと思います。課題の意味合いが分かれば、やはり理解が進みます。</p>	<p>課題について、項目と内容を追加し、分かりやすく整理しました。</p>
	P24 ②親族後見人等への支援	<p>各項目「・」の後の「さらに」「また」は不要では。他にも類似例があるかもしれませんが。</p>	<p>内容の読みやすさを考慮し「・」を入れている箇所もございますが、各項目を確認し、不要な箇所は削除いたしました。</p>
	p27 ③任意後見等の利用促進	<p>要保護者（利用者）やその家族は、法定後見（3類型）の場合、面識のない専門家が後見人に就職し、報酬を支払うことに対して抵抗感があるそうです。</p> <p>地域福祉権利擁護事業を利用できる程度の判断能力があれば（そして、要保護者側が利用に意欲を示すならば）、「サポートとしま」が中心となって、任意後見の可能性を丁寧に説明し、利用の希望が表明された場合には、任意後見受任者候補者を紹介し、マッチングを試みるなどの活動をしてほしいように思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>任意後見制度の利用促進にあたり、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
	P28 ③適切な成年後見人等候補医者の選定	<p>昨今、後見人の病気等で後見人の速やかな引継ぎが必要なケースがあります。例として障がい者の親族後見人として親や兄弟が後見人となっているケースがあります。</p> <p>こうした後見制度利用後のマッチングや選任に向けての支援もこの中に含まれていると考えてよいのでしょうか。</p>	<p>例示の場合を含め、成年後見人等の交代が必要な場合は、候補者調整会議に諮ったうえで、新たな候補者を家庭裁判所に推薦することとなります。</p>